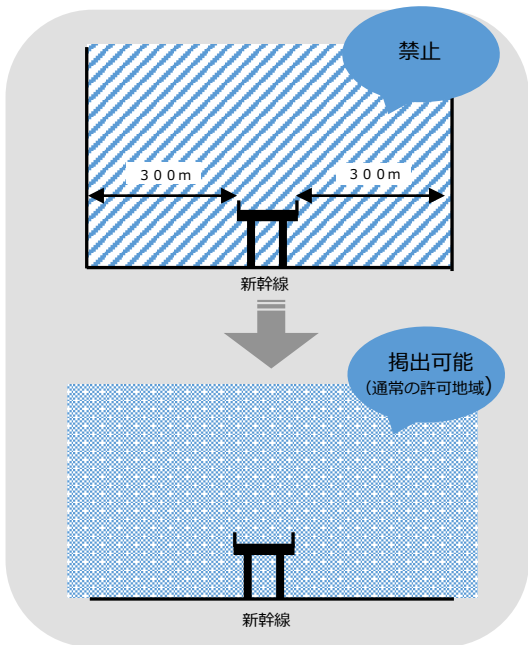


# 屋外広告物許可申請のお知らせ

平成31年4月から、屋外広告物の掲出にかかる取扱いを変更しました。

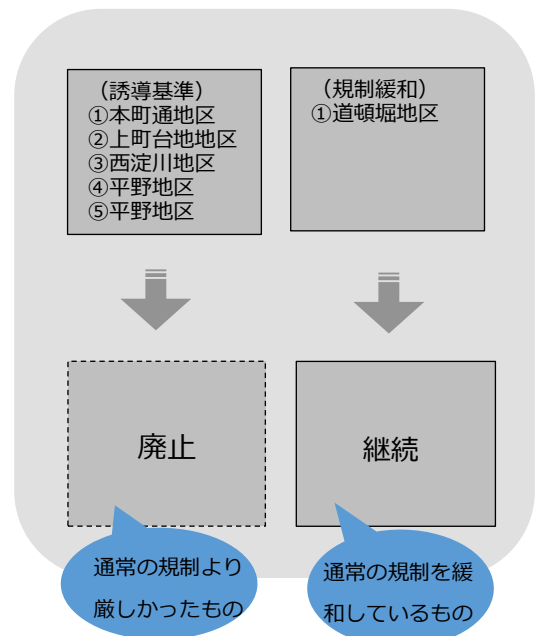
## ポイント 1

これまで、自家用広告物7㎡以内のものしか掲出が認められていなかった新幹線から300mの範囲内の区域が、市内他地域と同様の許可地域となります。(裏面図1参照)



## ポイント 2

地域ごとの景観形成のために定めていた、広告物の設置にかかる誘導基準を削除します。なお、道頓堀地区の規制緩和については、継続します。

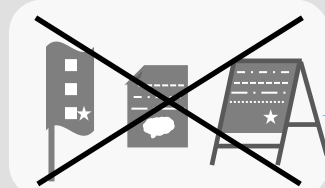


## ポイント 3

簡易広告物の掲出を禁止している「道頓堀川遊歩道」について、新戎橋～道頓堀橋間、深里橋～大黒橋間が完成し、遊歩道が延伸されたことに伴い、禁止地域を拡大します。(裏面図2参照)

簡易広告物とは・・・

- ①はり紙 ②はり札 ③広告旗(のぼり旗) ④立看板 など

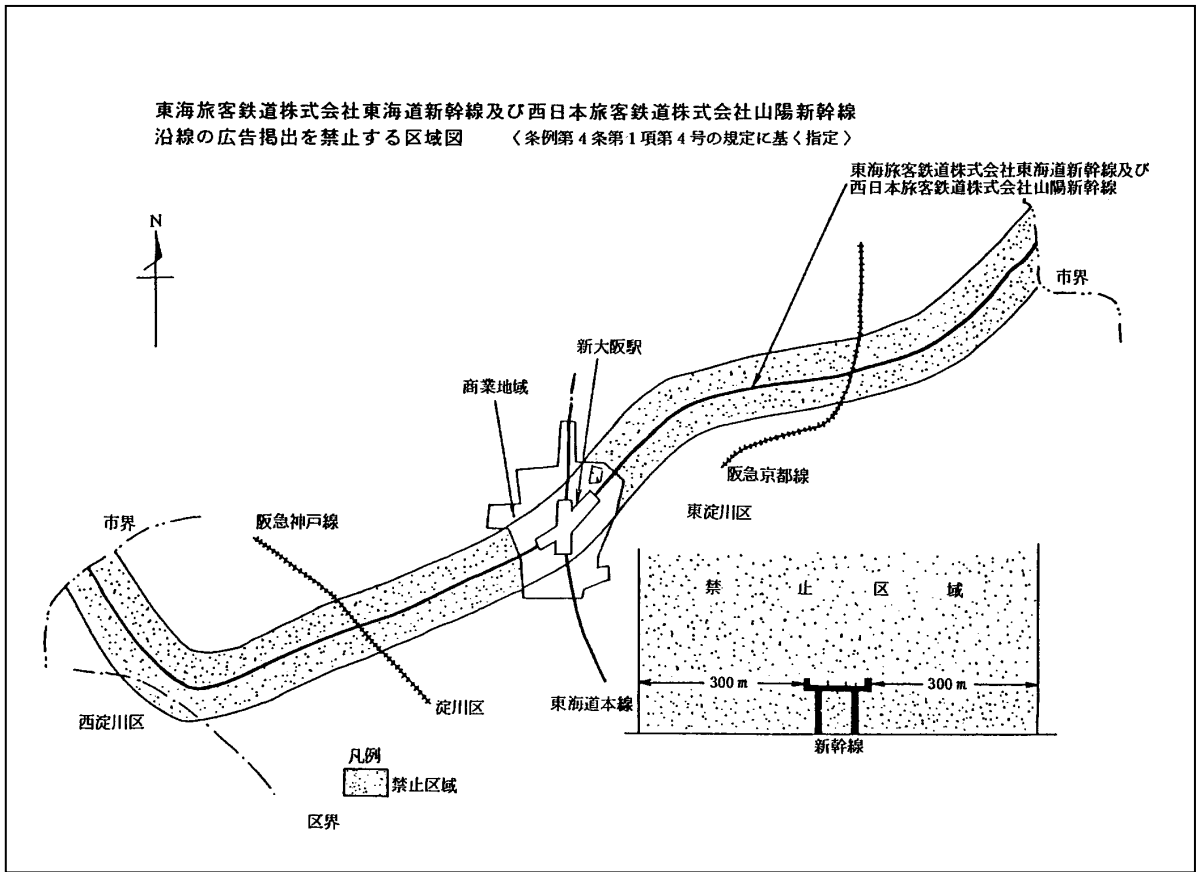


設置不可

掲出にあたっては、大阪市屋外広告物条例及び同施行規則に定められた基準を満たす必要があり、許可手続き及び手数料の納付が必要となります。ご不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

☆お問い合わせ先 大阪市建設局総務部管理課 06-6615-6687

(図1) 現在の新幹線沿線の規制区域 (昭和42年1月5日大阪市告示第8号)



(図2) 道頓堀の簡易広告物禁止区域 (昭和31年11月1日大阪市告示第237号)

